⑤　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

⑾④の注意事項に準じて記載すること。

⑥　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第３条の３第３項第１号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

（注意事項）

⑾⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑦　外国投資信託の状況

外国投資信託名			
設定年月日			
存続期間			
主な投資対象資産	区分		割合
	1		%
	2		%
	3		%

（注意事項）

１　法第２条第１項第10号に規定する外国投資信託の受益証券ごとに表を作成して記載すること。